

(4)集落活動センターで取り組む場合の活用例

1	集落活動センターの立ち上げ	P104
2	「高知ふるさと応援隊」の導入	P106
3	移住相談窓口の開設	P108
4	集落活動センターの経済活動に向けて(農業分野)	P110
5	中山間地域の商業機能等の維持・発展に向けて	P112
6	集落内での日用品や燃料等の確保の仕組みづくり	P113
7	移動手段の確保	P115
8	集落ぐるみによる防除対策の実施	P117
9	防災活動の取り組み	P118

Ⅰ全般

Ⅱ運営・活動

①集落の拠点づくりや具体的な取組

①集落活動センターの立ち上げ

今後集落を維持していくために、近隣の集落と一緒に、集落活動センターを立ち上げたいと考えています。集落内での話し合いから始めようと思いますが、どのような支援がありますか？

★支援事業・制度について

① 集落の活力づくり支援事業費補助金(集落活動活性化事業)

⇒ 集落活動センターの取り組みへのステップアップ等につなげていくため、住民が主体的に取り組む集落活動の初動時に必要な経費(例:先進地の視察やワークショップの開催経費等)を補助します。

② 中山間地域振興アドバイザー

⇒ 地域づくりの専門家が、集落活動センターの立ち上げや運営についてのアドバイスを現地で行います。また、必要に応じて地域活動の実践者等を実践活動アドバイザーとして派遣することや、ワークショップ等の開催時にはファシリテーターの派遣も可能です。

③ 集落活動センター研修会、推進フォーラム

⇒ 集落活動センターの取り組み事例の紹介、集落活動センターの活動に関わる地域住民の皆さまや取り組みを進める地域住民の皆さま同士の交流を行っています。

平成30年度は6月、2月に集落活動センター研修会等を開催しました。これらの研修会等を通じて、集落活動センターの円滑な立ち上げや運営等の支援を行っています。



集落活動センター研修会
(平成30年6月)



集落活動センター推進シンポジウム
(平成30年6月)



集落活動センター推進フォーラム
(平成31年2月)

●具体的にどんな効果がありますか？

①先進地の視察やワークショップを行うことで、集落活動センターに取り組む必要性を地域住民で共有することができます。それをもとに今後集落をどのようにしていくかの話し合いをスムーズに行うことができます。

②アドバイザーの講演や実践活動アドバイザーの助言、ファシリテーターの支援を受けることで、住民の皆様は話し合いに集中をすることができ、スムーズな活動計画づくりが行えます。

③研修会、推進フォーラムでは、既に取り組みを始めている県内の事例等を紹介したり、今後の取り組みに役立つ情報を提供しています。また、同様の取り組みを進める各地域の方々とのネットワークを構築することもできます。

●どこに相談すればいいの？

上記の事業は、**市町村**を通じて実施することになりますので、お住まいの市町村、各市町村に駐在している高知県地域支援企画員、又は高知県中山間地域対策課(TEL088-823-9600)にご相談ください。

●必ず支援してもらえるのですか？

- ①、②については、いずれも予算の範囲での助成となりますので、要望が多い場合はご希望に沿えない場合があることをご了承ください。
- ③の研修会は、集落活動センターに取り組んでいる、また、取り組もうとしている方であれば、どなたでも参加できます。

●住民と市町村で話し合って集落活動センターの事業計画を作成しましたが、実行していくための支援はありますか？

県では集落活動センター推進事業費補助金を準備し、市町村とともに皆さまを支援していきます。補助金の具体的なメニューとしては、例えば以下のようなものがあります。

① 整備事業

⇒ 集落活動センターの**立ち上げ整備**に必要な経費(ハード事業・ソフト事業)への支援

② 人材導入活用事業

⇒ 集落活動センターの**立ち上げ準備や運営を担う人材**の導入に必要な経費への支援

③ 経済活動拡充支援事業

⇒ 集落活動センターが取り組む経済活動の**新たな展開や事業拡充**を図るために必要な経費(ハード事業・ソフト事業)への支援

補助金を活用して、既に多くの集落活動センターが開所しています。具体的な事例については、集落活動センターポータルサイト「えいとこうち」(<https://www.eitoko.jp/>)をご覧ください。

●その他の支援は？

皆さまが集落活動センターに取り組むにあたっての各種支援メニューを次頁以降に掲載しています。

②「高知ふるさと応援隊」の導入

地域で集落活動センターの立ち上げや、その後の運営を行っていくにあたって、地域の担い手が不足しています。よい方法はありませんか？

★支援事業・制度について

○ 高知ふるさと応援隊

⇨ 地域住民の皆様とともに、新たな視点を持って、集落活動センターを拠点とした仕組みづくりをはじめとする**地域活動の推進役となる人材**を言います。高知ふるさと応援隊は**市町村において雇用すること**となります。

集落活動センターの立ち上げ準備や運営に携わる隊員については、県が人件費や活動費への補助を行っています。

● 具体的にどんな活動をするのですか？

高知ふるさと応援隊は、地域住民の皆様の活動を**サポート**します。地域外からの隊員はこれまで地域にはない視点を、地域内の人材は地域への知見を活かして活動を行います。

導入事例としては、

⇨ **三原村**では、5名の高知ふるさと応援隊員(地域おこし協力隊1名、集落支援員4名)が、三原村集落活動センターやまびこの活動や運営をサポートしています。

⇨ **津野町白石地区**では、集落活動センターしらいしに地域外の方が高知ふるさと応援隊(地域おこし協力隊)として採用され、集落活動センターの運営をサポートしています。具体的には、イベント開催の支援や地域の方といっしょに新聞バックを制作するなど、地域の維持・活性化に取り組んでいる。

● 隊員はどのようにして採用するのですか？

まずは、地域で、集落活動センターで目指す**将来像**や**地域の課題やニーズ**についての話し合いを行ってください。その中で、集落活動センターの立ち上げや運営を行う際に必要な人材のイメージを市町村役場と共有してください。その後、市町村において事業を予算化し、募集等の採用に向けた手続きを行います。

また、県は市町村が隊員を募集する際には、**必要な情報の提供**や、**募集情報のHP等での発信**、**県外での募集説明会の開催**等の支援を行います。



研修会①



研修会②



県外募集説明会(大阪)

●どこに相談すればいいの？

上記の事業は、**市町村**を通じて実施することになりますので、最寄りの市町村、各市町村に駐在している高知県地域支援企画員、又は高知県中山間地域対策課(TEL088-823-9600)にご相談ください。

●応援隊の活動への支援はありますか？

①産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA)」

⇒産業に関わる全ての方を対象に、**ビジネスに必要な幅広い分野の内容について、基礎知識から応用・実践力まで身につける研修を実施。**インターネットのテレビ会議システムを活用した「サテフラ(サテライトフラットフォーム)」により、地域にいながら教室の講義に参加できます。

②高知ふるさと応援隊研修

⇒隊員の地域での活動に**必要な情報の提供、隊員同士の情報交換やネットワークづくりの場**を提供するための研修会を実施。

③ 移住相談窓口の開設

移住者を受け入れて、地域を元気にしたいと思っています。そのために集落活動センターで移住相談窓口を設置したいのですが、どのような支援がありますか。

★ 支援事業・制度について

① 移住・交流コンシェルジュ 

⇒ 移住・交流に関する高知県の総合相談窓口である**移住・交流コンシェルジュ**を要請に応じて派遣し、移住・交流に関する取り組みについてのアドバイスを行います。

また、移住希望者を集落活動センターへ橋渡しするなど、集落活動センターの相談対応等の支援を行います。

② 移住促進事業費補助金

⇒ 市町村が**専門相談員**を設置(外部への委託も含む)する際に必要な経費を補助。

⇒ 市町村が**移住相談会**等に参加する際に必要な経費を補助。

③ 集落活動センター推進事業費補助金(人材導入活用事業)

⇒ 集落活動センターを地域の移住相談窓口として、その活動に従事する**高知ふるさと応援隊**の person 費及び活動費を支援。

● どこに相談すればいいの？

①、②は最寄りの市町村又は、移住促進課(TEL088-823-9755)に、

③は最寄りの市町村又は、中山間地域対策課(TEL088-823-9600)にご相談ください。

● 必ず助成してくれるのですか？

②③の事業は、**市町村**を通じて実施することになりますので、最寄りの市町村又は、各市町村に駐在している高知県地域支援企画員にご相談ください。

● 他にはありませんか？

○ 移住相談会

⇒ 高知県への移住を希望される方等を対象に東京や大阪等の都市部で移住相談会を開催しています。

就業や住まい、地域の情報に関する相談をお受けします。市町村や企業が参加する大規模なものから、テーマを絞ったコンパクトな相談会と様々な形で開催しています。



移住相談会(セミナー)

大規模な相談会(高知暮らしフェア)

○移住者交流会

☞高知県へ移住された方を対象に、高知県内の各地で交流会を開催しています。
移住をしてからの暮らしぶりや、相談事などを語り合う会です。

○移住相談窓口の設置

(一社)高知県移住促進・人材確保センター

[高知]平 日:高知市本町4-1-32 こうち勤労センター5階

[東京]火~日:ふるさと回帰支援センター内高知県窓口(東京都千代田区有楽町2-10-1)

月 :高知県アンテナショップ「まるごと高知」内(東京都中央区銀座1-3-13)

[大阪]平日:高知県大阪事務所(大阪府大阪市中央区本町2-6-8センバセントラルビル1階)

毎月第4金・土:「大阪ふるさと暮らし情報センター」(大阪府大阪市中央区本町橋2-31)

II 経済的な活動

1 産業づくり

① 農林水産物の生産

② 地域の資源を生かした特産品(加工品等)づくり・販売

④ 集落活動センターの経済活動に向けて(農業分野)

集落活動センターの経済活動に向けて、**農産物の生産・出荷・加工・販売**など農業分野ではどのような支援がありますか？

●例えばこういう制度があります。

1. 農産物の生産活動への支援

① 集落営農・複合経営拠点支援事業費補助金(ハード事業、ソフト事業)

(ア) 集落営農支援事業費補助金(ハード事業、ソフト事業)

⇒ 集落営農組織が、農作業受託や園芸品目等の導入を行うための機械・施設整備や農産加工などの取組に対して補助します。また、集落営農の推進につながる研修会の開催、先進地視察、高収益作物の導入、雇用確保などの経費を補助します。

(イ) 複合経営拠点支援事業費補助金(ハード事業、ソフト事業)

⇒ 中山間農業複合経営拠点を推進するために、市町村等が実施する拠点構想作成、視察研修やアドバイザー派遣などの経費を補助します。また、複合経営拠点が実施する農業用機械・施設等の整備や雇用確保、経営発展などの取組に対して補助します。

② こうち農業確立総合支援事業費補助金

⇒ 農業生産活動に係る近代化施設整備、基盤整備等の経費を補助します。

③ 荒廃農地等利活用促進交付金

⇒ 耕作放棄地を活用するために、障害物除去、深耕、整地、土壌改良等の発生防止活動や再生利用活動を行う場合に加え、これらの活動と同時に暗渠・農道・ハウス等の補完整備を行う取り組みに対して交付します。

④ 環境保全型農業直接支払交付金

⇒ 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援します。

⑤ 園芸用ハウス整備事業費補助金(拠点整備区分)

⇒ 野菜・果樹・花きの栽培を目的とする、園芸用ハウスの整備費を補助します。

[相談先]

上記①～⑤の事業については、お住まいの市町村またはお近くの農業振興センター、農業振興センター農業改良普及所にご相談ください。

3. 農産物の加工・販売等への支援

① 6次産業化セミナー

⇒ 6次産業化に取り組む中で、直面している課題解決を図るための「6次産業化セミナー」を開催します。(スタートアップコース、実践コース)。

[相談先]

高知県農産物マーケティング戦略課までお問い合わせください。

4. その他、農業に関する地域ぐるみでの支援

①中山間地域等直接支払交付金

⇒ 集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動(農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路・農道等の維持・管理等)を行う農業者等に対し直接支払を実施します。

②多面的機能支払交付金

⇒ 農地を農地として維持していくために、農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動を推進します。

③アグリ事業戦略サポートセンター

⇒ 中山間農業複合経営拠点、集落営農法人、農林水産物直販所、その他関係機関を対象に、事業戦略の策定サポートとPDCAサイクルのフォローアップを行います。

【相談先】

上記の事業①②は、市町村を通じて実施することになりますので、お住まいの市町村またはお近くの農業振興センター、農業振興センター農業改良普及所にご相談ください。

事業③は、高知県農業担い手支援課(中山間農業複合経営拠点、集落営農法人)または、高知県農産物マーケティング戦略課(農林水産物直販所)にお問い合わせください。



集落営農における共同作業



6次産業化セミナー



直販所

●必ず支援してもらえるのですか？

いずれも予算の範囲での実施となりますので、要望が多い場合はご希望に沿えない場合があることをご了承ください。

**⑤ 中山間地域の商業機能等の維持・発展に向けて**

- ① 中山間地域の商店街等を盛り上げる取組みをしたい
- ② 集落活動センターの運営などについて、会計や経営のアドバイスが欲しい

★ 支援事業・制度について**① 中山間地域等商業振興事業費補助金****若手商業者グループ支援事業**

- ☞ 商店街などの商業者から成るグループで、新しく取組むイベントやPRなどを支援
補助率：定額、補助限度額：30万円

② 中山間地域商業対策事業経営アドバイザー派遣事業

- ☞ 集落活動センターの経営や会計システムで困ったことがあるときなど、専門家を派遣します

● どんなことができるの？

- ① 集落活動センター周辺地域の商店街等で、商業者を含むグループで何か取組みをしよう！というときに事業の実施に必要な経費の支援を受けられます。
- ② 集落活動センターの運営などにおいて、会計とか、事業計画とか、よくわからない！という場合に、アドバイザーを派遣します。

● 必ず支援してもらえるのですか？

いずれの事業も予算の範囲での実施となりますので、要望が多い場合はご希望に沿えない場合があることをご了承ください。

● どこに相談すればいいですか？

市町村や商工会、商工会議所、又は高知県経営支援課(TEL088-823-9679)までご相談ください。

III 支え合い活動 ⇨ 1 生活基盤づくり

⇨ ① 日用品(食料品、燃料等)の確保に向けた仕組みづくり

⑥ 集落内での日用品や燃料等の確保の仕組みづくり

集落内に食料品や日用品を扱う店舗やガソリンスタンドがない、又は後継者がなく閉店予定です。近隣集落にも店舗はなく、生活用品や燃料の確保が難しくなっています。高齢者世帯も多いので、見守りを兼ねた地域のサロンの役割の店舗や配達、農産物の集出荷を住民主体でやってみたいけど、どのようなことができますか？

★ 支援事業・制度について

① 中山間地域生活支援総合補助金 (1) 生活用品確保等支援事業

⇨ 生活用品(食料品や日用品など)を確保するために、その**仕組みづくりの検討**や、具体的な**店舗整備**、**移動販売車両**の購入に係る**費用の2分の1又は3分の1(事業実施主体が企業等の場合)**を補助。

② 集落活動センター推進事業費補助金

⇨ 集落活動センターの**立ち上げ整備**に必要な経費(ハード事業・ソフト事業)への支援

例えば、集落活動センターで住民の皆様自らが、ガソリンスタンドの運営等を行う場合の施設整備に要する経費を補助。

● どんなんことができるの？

生活店舗の維持

1) まずは、仕組みづくりを検討(ソフト事業)

- ・集落内でどんな方法が良いか話し合いや、アンケート調査の実施など
- ・話し合いや、調査結果をもとに、具体的な検討、案出し
(例えばミニ店舗(集落みんなのお店づくり)を既存の店舗又は集まりやすい場所を利用)
- ・お試し店舗の実施(実験的に短期間運営し、住民のニーズ、運営の課題を洗い出し)
- ・本格的に出来そうか、資金の検討、専門家への相談など

2) 店舗の準備(ハード事業)

- ・店舗内の内装や備品の整備や配達等に必要な車両の購入など

3) 集落内に店舗が開店！

※ただし、店舗開始後に係る、運営経費等(人件費、仕入れ等の資金、燃料や電気代の維持経費)は、補助対象外です。また、扱う商品は、生活用品全般です。

イメージ写真(事例:三原村 みはらのじまんやの店舗整備、車両購入)

店舗の玄関をバリアフリー(スロープ)整備



宅配用の車両を購入



4)集落内で移動販売を展開！

※ただし、移動販売車両の購入後に係る、運営経費(人件費、仕入れ等の資金、燃料代、車両の維持経費)等は、補助対象外です。また、扱う商品は、店舗と同様に生活用品全般です。

イメージ写真(事例:中土佐町、四万十市 移動販売車両購入)

移動販売車両の購入(中土佐町)



移動販売車両の購入(四万十市)



※これまでの事例では、店舗の整備、車両購入のハード事業です。今後の集落内での支え合いを考えていく際、話し合いや調査などのソフト事業と、店舗整備などのハード事業を組み合わせることが可能です。

ガolinスタンドの維持

具体例として、平成24年度は集落活動センター「まつぼら」において、法規制の強化により地下タンクの改修が必要となり、個人での経営が難しくなったガolinスタンドを、地域で株式会社を立ち上げ、経営を引き継いで運営を始めています。その際の施設改修に係る経費を集落活動センター推進事業費補助金で支援を行いました。

補助の内容:計量器の交換、地下タンクライニング工事、液面計の設置、コンプレッサー、ミニローリー等



●どこに相談すればいいですか？

お住まいの市町村又は高知県中山間地域対策課(TEL088-823-9602)までご相談ください。

III 支え合い活動

1 生活基盤づくり

② 地域内・中心集落への移動手段の確保に向けた仕組みづくり

① 移動手段の確保

集落から路線バスのバス停が遠く離れており、自動車がないと日常生活を送るのに大変不便です。将来、車の運転に不安のある人でも、通院や買い物といった生活に必要な移動手段を確保するため、集落活動センターで仕組みづくりに取り組みたいと思いますが、どのようなことから始めればよいでしょうか？

● 例えば、このような取り組みができます。

① 現状把握・課題整理

⇒ 地形や道路網・集落の分布といった地域の特性を把握したうえで、既存の交通手段と地域の方々の移動ニーズ（行きたい場所・頻度等）を調査し、地域の課題として整理します。

② 地域に必要な移動手段の検討・実証

⇒ 整理した現状と課題をもとに、地域にとって必要な使いやすい移動手段の検討を行い、実証をしてその効果を確かめます。

※ 注意点 ※

新たな移動手段の多くは、運輸局による道路運送法上の許認可（登録）を必要としており、その条件として市町村が主宰する協議機関における合意が必須となっています。

取り組みを始める際は、地域住民と市町村・交通事業者にも必ず検討の輪に入ってもらい、移動手段の導入に必要な、こうした諸手続きも視野に入れた作業を行ってください。

取組事例

★ 既存の交通手段の見直し

⇒ 地域に必要な移動手段を検討する際に、まずは**既存の運行形態を見直す**ことで、住民の皆さんのニーズに対応できる可能性は大いにあります。交通事業者の意見を聞きながら、課題解決に向けて取れる方策を、一緒に検討することも必要と思われる。

取り組み事例として、市町村が計画した**コミュニティバス**や**スクールバス**の活用例があります。

★ 新しい移動手段の導入

例① **デマンド型乗合タクシー・バス**

⇒ 路線バスを運行するには、非効率な地域においても、運行形態を工夫することで、地域における多様なニーズに応えられる、**デマンド型（利用者の予約に応じて運行）**の乗合タクシーやバスの導入。

メリット：通常のタクシー料金より安価な値段で利用できることや事業者（フリ）による運行なので安全面において優位。

デメリット：予約の手間や事業者がいらない（少ない）地域での導入が困難。

例② **公共交通空白地有償運送（旧過疎地有償運送）**

⇒ 道路運送法では、自家用車を使用した有償運送は原則認められてはいませんが、事業者によるバスやタクシーなどの移動サービスが十分でない**交通空白地**においては、運輸局の登録を受けることにより、NPO 法人等による自家用車を使用した有償運送が認められています。また、平成27年4月1日より、**一定の条件の下**で、地域外からの来訪者（観光客等）も運送できるようになりました。

★支援事業・制度について

★中山間地域生活支援総合補助金 移動手段確保支援事業

⇒地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入及び維持に必要な下記のハード又はソフト事業への補助。

★仕組みづくりのための調査等……地域の移動手段確保のための調査や導入計画作成、地域への広報活動等に要する経費を補助。

★運行に必要な装備等……運行に必要な車両の購入・改造、乗降場所・待合所の整備等に要する経費を補助。

★新たな取組み(実証運行)……新たな移動手段の実証運行に要する経費を補助

⇒国土交通大臣認定事業者の行う、運転手講習会(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)の受講料を一部補助。

(事業者)株式会社 高知中央自動車学校

(補助額)公共交通空白地有償運送及び市町村運営有償運送 1人あたり7,560円(本人負担:5,400円)

(補助対象者)県内在住の方。(人数に限りがあります。)

●どこに相談すればいいですか？

上記の事業(運転者講習会を除く)は市町村を通じて実施することになりますので、最寄りの市町村にご相談ください。

●その他の支援事業はありますか？

①(国事業)地域公共交通確保維持改善事業

⇒地域をまたがる幹線交通(バス・鉄道等)と密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の運行に必要な経費を補助

②(国事業)地域公共交通調査等事業

⇒地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査事業や、地域ぐるみの利用促進に資する取組みを支援

高知市鏡・土佐山地区デマンド型乗合タクシー



宿毛市内コミュニティバス



⑧ 集落ぐるみによる防除対策の実施

野菜を作っても、シカやイ/シシが来て食い荒らしてしまいます。このままでは直販所に出荷できないので、みんなで話し合って、自分達で被害防除に取り組みたいと思いますが、その際に支援はありますか？

★ 支援事業・制度について

① 鳥獣被害対策専門員配置事業(H31年度 4JAに16名を配置(予定))

県がJAに配置した専門員が、鳥獣被害対策についての様々な**アドバイス**を皆様の集落に出向いて行います。
★アドバイスの例: 鳥獣被害実態調査、捕獲技術指導、農家等への個別指導、環境整備や防除技術指導など

② 野生鳥獣に強い県づくり事業(H31年度 170地区(予定))

支援集落の選定を行い、研修会等の開催、集落の環境点検、鳥獣被害調査、生息状況調査など野生鳥獣の被害にあわない集落づくりに向けた活動を行います。

まずは、**鳥獣被害対策専門員**と一緒に**勉強会**等を実施してみませんか？

集落ぐるみで取り組む皆様の合意ができれば、支援集落として、被害対策に有効な支援策についてのご相談をさせていただきます。

● 県内の重点地域の取り組みは？

★ 平成30年度支援集落での取り組み事例

土佐市岩戸地区では、集落営農組織が中心となって鳥獣被害実態調査や環境点検を実施し、その結果を受けて、住民自らの手で集落の周りを進入防止柵で囲い、鳥獣被害対策に効果を上げています。また、合意形成の過程で、住民の皆様の**やる気**や**連帯**も高まり、今後の集落活動の取り組みにもつながっています。



● どこに相談すればいいですか？

お住まいの市町村又は高知県鳥獣対策課(TEL088-823-9039)までご相談ください。

● その他の支援事業はありますか？

① 野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金

有害鳥獣による農林業被害を防止するための防護柵の購入経費等を助成します。

② シビエ活用推進事業

シビエ(狩猟によって、捕獲された野生鳥獣のお肉等)の普及を図るためシカ等を処理施設に持ち込んだ際の報償費の支払いや廃棄物の処理に係る経費に関して処理施設を支援します。

⑨ 防災活動の取り組み

集落活動センターを拠点に、災害に備えた防災活動に取り組みたいと思いますが、どのようなことから始めればよいでしょうか？

●このようなことから始めることができます

① 災害を知る。

⇨ まず、自分の住む地域で発生が予想される災害について知っておきましょう。こうち防災備えちよき隊等が地域を訪問し、**災害についての正しい知識**についてお話します。

★想定される災害：地震による強い揺れ、津波、津波の川の遡上、火災、洪水、土砂災害

② 地域を知る。

⇨ 学習した災害について、**避難場所、避難経路、災害時に救助が必要な住民**（例えば病人、高齢者、障害のある方、子供等）といった地域の状況を自分達で考えます。

★それぞれの地域の状況を**防災マップ**に整理

③ 訓練する。

⇨ 災害から身を守るため、日頃から訓練を繰り返し行い、災害に備えます。

★避難場所や避難経路の確認と避難訓練、消火器具などの防災資機材の整備とその使い方の訓練。

また、災害時に集落活動センターの拠点施設に必要となる、「**輸送**」、「**通信**」手段の整備等についても下記制度で支援を行います。

★支援事業・制度について

① 地域防災対策総合補助金

⇨ 市町村が、**防災学習会、住民による避難訓練、防災資機材の購入、避難経路や避難場所の簡易な整備**等に要する経費を補助。

⇨ 市町村等が孤立地域での**通信手段の確保**のために、**衛星携帯電話**を中心とした通信体制の整備に要する経費を補助。

② 地域集会所耐震化促進事業費補助金

⇨ 津波浸水域外の昭和56年以前に建築された旧耐震基準の**地域集会所を避難所として活用するために建物を耐震化**する際に要する経費を、市町村が所有者に補助する場合に、県が市町村に補助。

③ 避難所運営体制整備加速化事業費補助金

⇨ 大規模かつ広域的な災害が発生した場合でも、安心して避難生活を送ることができるよう、避難所における運営マニュアルの策定、避難所運営訓練、資機材整備や施設整備に要する経費を補助。

④ 南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金

⇨ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表され、大規模な地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合に、市町村が避難所を設置・運営する費用を補助。

⑤ 緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金

☞ 中山間地域での孤立対策として、**緊急用ヘリコプター離着陸場の整備**に要する経費を補助。



⑥ 集落活動センター推進事業費補助金

☞ 集落活動センターの拠点となる**施設の耐震化**を行う際に要する経費を補助。

●どのような効果がありますか？

災害時に電話の不通や道路の分断などで、救助隊などの到着が大幅に遅れることが予想されます。そのような時に、集落活動センターでの救助活動等が最も効果を発揮します。

また、防災をきっかけとした**地域コミュニティ機能や集落同士の連携の強化**につながります。

●必ず支援してもらえるのですか？

いずれも予算の範囲での助成となりますので、要望が多い場合はご希望に沿えない場合があることをご了承ください。

●どこに相談すればいいですか？

上記の事業は、**市町村**を通じて実施することになりますので、最寄りの市町村又は、高知県南海トラフ地震対策課(088-823-9317)にご相談ください。